

湖南省景観計画

（概要版）

【一般地区編】

湖南省は、平成 25 年 10 月に「湖南省景観条例」を制定し、12 月には景観法に基づく「景観行政団体」となりました。

この度、総合的な景観づくりを計画的に推進するため、「湖南省景観条例」と一体的に運用する「湖南省景観計画」を定めました。今後、「湖南省景観計画」に基づき、地域の特性を生かした景観づくりに取り組みます。

湖南省内で行われる建築等の行為は、「湖南省景観計画」への適合が求められます。

令和元年 11 月

湖南省



景観づくりの基本理念

今、現にある景観資源を最大限に活かし、さらに市民と事業者、市が互いに協力し合って地域の魅力を高める景観づくりを進めることにより、だれもが心のゆとりや安らぎを覚え、地域への愛着と誇りを強く持つことができるまちの実現を図る。

そして“湖南省のブランド力”を高めていく。

※「ブランド力」とは、その名が広く知られ、魅力的で人を惹きつける力のことをいいます。

将来像

“ほっ”と和めるふるさと「こなん」

景観計画の区域

湖南省景観計画区域(市全域)	
重点地区 良好な景観の形成を図るため、特に必要があると認める区域で地域の理解が得られた区域	三雲地域旧東海道沿道地区
	石部地域旧東海道沿道地区
	野洲川及び国道1号周辺地区
一般地区 大規模建築物等について景観形成を行う区域	重点地区を除く湖南省全域 (重点地区候補地を含む)
重点地区候補地 地域の個性を活かしたまちづくりを促進する必要がある区域	湖南三山周辺地区

湖南省景観計画区域図



※詳しくは備え付けの図書
でご確認ください。

一般地区の景観づくり

※重点地区の景観づくりの方針、届出対象行為、景観形成基準等については、「湖南市景観計画」でご確認ください。令和元年11月現在、重点地区として、「三雲地域旧東海道沿道地区」、「石部地域旧東海道沿道地区」、「野洲川および国道1号周辺地区」が指定されています。

●景観づくりの方針

- 重点地区以外の区域においても、周辺景観に与える影響が大きな大規模建築物について、周辺との調和に配慮した景観形成を図ります。

1) 山地・丘陵地ゾーン

- 本市を縁取る阿星山系や岩根山系の山並みは、田園景観や市街地景観の背景となる市民共有の眺望景観の対象として適切な保全と管理に取り組みます。
- 市街地や既存の集落地域、一団の住宅地などの周辺にある身近な樹林地は、地域住民の身近な緑の景観資源として保全に取り組みとともに、憩い・レクリエーション・スポーツの場づくりなど、地域の実情を踏まえた有効活用を促します。
- 本市の中央を流れる雄大な野洲川や市街地景観などを眺望できる阿星山系や岩根山系は、眺望景観の重要な視点場として、環境整備を進めます。
- 建築物の建築及び工作物の建設の際には、山並みの稜線、自然観景観との調和に配慮した形態、色彩とします。



2) 田園景観ゾーン（農地、農村集落）

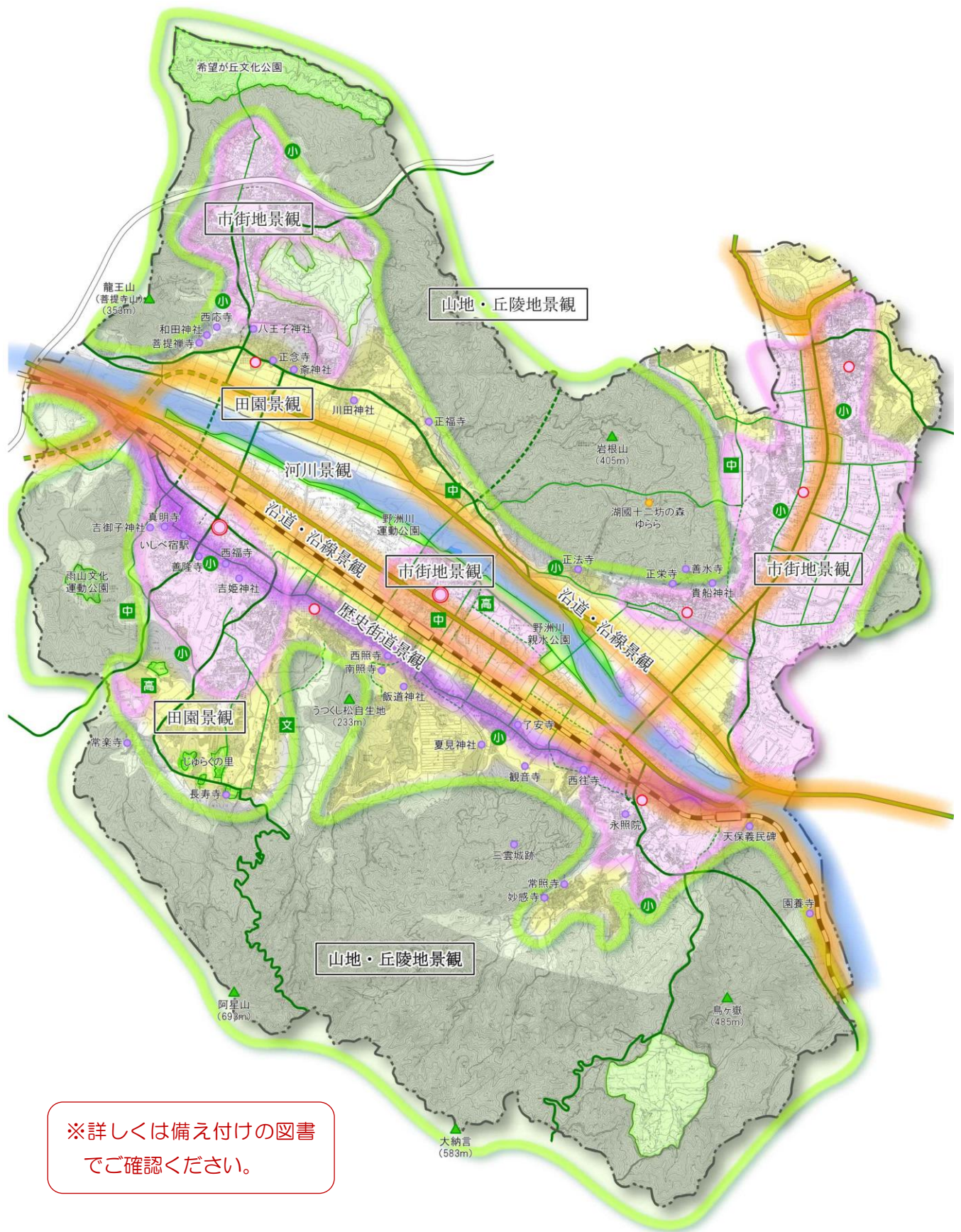
- JR草津線沿線などに広がる一団の優良農地は、無秩序な土地利用を規制し、優れた田園景観を保全します。
- 農地や樹林地と一体となって固有の景観を形成する集落地域は、心が落ち着きあたたかみを感じるふるさとの景観づくりを進めます。
- 建築物の建築及び工作物の建設の際には、優良農地の広がりや集落らしい家並みとの調和に配慮した形態、色彩とします。



3) 市街地景観ゾーン

- JR駅周辺は、本市の都市拠点にふさわしい市街地景観の形成に向けて、活力やにぎわいの中に安らぎが感じられる景観づくりを先導的に進めます。
- 計画的な市街地整備を推進する地区においては、周辺と調和し、統一感のある魅力的な景観づくりを戦略的に進めます。
- 湖南工業団地や国道1号沿道の大規模工場が集積する地区では、周囲への影響に配慮した緑豊かな景観づくりを適切に誘導します。
- 住宅地においては、身近な景観づくりへの意識や行動を育み、緑豊かで市民が『住んで良かった』と思えるあたたかい景観づくりを進めます。
- 建築物の建築及び工作物の建設の際には、うるおいや豊かさを感じる景観形成への積極的な貢献を意識し、敷地を緑化するとともに、周辺の土地利用との調和に配慮した形態、色彩とします。





景観づくりのゾーニング図

一般地区の届出対象行為

項目		行為の規模等
1	建築物の新築、増築、改築または移転	高さ13m以上若しくは4階建て以上または延床面積500㎡を超えるもの
	建築物等の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更	
2	工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替えまたは色彩の変更	高さ13m以上のもの
	垣（生垣を除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	
	汚水または廃水処理する施設	
	送電線鉄塔およびその電線路、電気供給のための電線路もしくは有線電気通信のための線路またはこれらの支持物	
3	その他の工作物※1	行為に係る部分の面積が1,000㎡を超えるもの
	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	

※1

- (1) 煙突またはゴミ焼却施設
- (2) アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの
- (3) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- (4) 彫像その他これに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- (5) 高架水槽
- (6) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- (7) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (8) 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設

一般地区の景観形成基準

1 建築物に関する行為

1-1 建築物（建築物に付随する門および塀を除く）の新築、増築または改築

	山地丘陵地ゾーン	田園ゾーン	市街地ゾーン																												
敷地内における位置	●原則として、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退することとします。 ●原則として、道路に威圧感および圧迫感を与えないよう、特に道路から後退することとします。 ●敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣合いよく配置することとします。																														
形態	●周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とします。 ●周辺の建築物の多くが入母屋や切妻等の形態の屋根をもった地区にあっては、これらの屋根の形態との調和を図るため、また、周辺に山稜または鎮守の森などの樹林地がある地区にあっては、山稜または樹木の形態と調和を図るため、原則として、勾配のある屋根を設けることとします。 ●周辺の建築物の多くが入母屋や切妻等の形態の屋根をもった地区にあってはこれらの屋根の形態との調和を図るため、原則として、勾配のある屋根を設けることとします。 ●屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとします。これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を講じることとします。 ●屋上工作物は、建築物本体の形態と調和を図るとともに、スカイラインに与える影響を軽減させるよう、できるだけすっきりとした形態とします。																														
意匠	●屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう努めることとします。 ●外見できる壁面等の意匠の釣合いに配慮し、建築物全体としてまとまりのある意匠とします。																														
色彩	●けばけばしい色彩とせず、周辺景観との調和を図ることとします。 ●外観および屋根の基調色は、次のとおりとします。 <table><tr><th rowspan="3">色相</th><th colspan="2">山地丘陵地ゾーン</th><th colspan="2">田園ゾーン・市街地ゾーン</th></tr><tr><th>彩度</th><th>明度</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr><tr><th>上限値</th><th>下限値</th><th>上限値</th><th>下限値</th></tr><tr><td>0.1R～10G</td><td>3以下</td><td>3以上</td><td>6以下</td><td>3以上</td></tr><tr><td>0.1BG～10RP</td><td>3以下</td><td>3以上</td><td>3以下</td><td>3以上</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>—</td><td>3以上</td><td>—</td><td>3以上</td></tr></table> ※色彩については、マンセル表色系（JIS Z 8721） ※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。 ※漆喰、ベンガラ等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。 ●建築物に落ち着きをもたせるため、色彩の性質を十分考慮することとします。 ●周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合にあっては、周辺の色調および規模に十分留意し、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮することとします。 ●屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れるものとします。			色相	山地丘陵地ゾーン		田園ゾーン・市街地ゾーン		彩度	明度	彩度	明度	上限値	下限値	上限値	下限値	0.1R～10G	3以下	3以上	6以下	3以上	0.1BG～10RP	3以下	3以上	3以下	3以上	無彩色	—	3以上	—	3以上
色相	山地丘陵地ゾーン		田園ゾーン・市街地ゾーン																												
	彩度	明度	彩度		明度																										
	上限値	下限値	上限値	下限値																											
0.1R～10G	3以下	3以上	6以下	3以上																											
0.1BG～10RP	3以下	3以上	3以下	3以上																											
無彩色	—	3以上	—	3以上																											
素材	●周辺景観になじみ、かつ、長期間にわたって良好な景観が維持できるよう、耐久性および耐候性に優れた素材を使用することとします。 ●のどかな自然地または集落地にあっては、不調和かつ浮出した印象にならないよう、冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けることとします。																														
敷地の緑化措置	●原則として、建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこととします。 ●原則として、建築物が周辺に与える威圧感、圧迫感および突出感を柔らげるよう、その高さを勘案した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮することとします。 ●道路側に高木などによる一団の緑化スペースや居住者の花壇・ガーデニングスペースを確保するなどの緑化措置に配慮することとします。 ●植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。 ●緑豊かな景観とするため、原則として、敷地の20パーセント以上の敷地を緑化することとします。（ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内は除く。また都市計画法第12条4号第1項に規定する地区計画において別途緑化率が定められた場合はこの限りでない。） ●敷地のうち、道路に面する部分の緑化に努めることとします。																														

	山地丘陵地ゾーン	田園ゾーン	市街地ゾーン
樹木等の 保全措置	●敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこととします。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめることとします。 ●樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮することとします。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植することとします。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。		

1-2 建築物等の移転

山地丘陵地ゾーン	田園ゾーン	市街地ゾーン
●それぞれ該当する建築物等の敷地内における位置および敷地の緑化措置の基準によります。		

1-3 建築物等の外観を変更することとなる修繕または模様替え

山地丘陵地ゾーン	田園ゾーン	市街地ゾーン
●それぞれ該当する大規模建築物等の形態、意匠および素材の基準によります。		

1-4 建築物等の外観の色彩の変更の景観形成基準

山地丘陵地ゾーン	田園ゾーン	市街地ゾーン
●それぞれ該当する大規模建築物等の色彩の基準によります。		

2 工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更

2-1 垣（生垣を除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの

	山地丘陵地ゾーン	田園ゾーン	市街地ゾーン
垣、柵、塀（建築物に付属するものを含む。）その他これに類するものの新設、増築または改築	●周辺景観および敷地の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とします。 ●建築物の敷地にあつては、できるだけ樹木（生垣）木材、石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合には、これを模した仕上げとなる意匠とします。 ●できるだけ落ち着いた色彩で、周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとします。 ●地域の景観を特徴づける石垣等の構造物が残されている地域では、その様式、材料等を継承し、地域的な景観の創出に努めることとします。		
門（建築物に付属するものを含む。）の新設、増築または改築	●周辺景観および敷地の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とするとともに、落ち着いた色彩とします。		
擁壁の新設、増築または改築	●できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合には、これを模したものをを用いることとします。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講ずることとします。		

2-2 汚水または廃水処理する施設

	山地丘陵地ゾーン	田園ゾーン	市街地ゾーン																												
汚水または廃水を 処理する施設の新 設、増築または改 築	●道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退することとします。																														
	●敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこととします。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめることとします。																														
	●樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内に有る場合は、この樹木を修景に活かせるよう配慮する事とします。ただし、これによりがたい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植することとします。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。																														
	●平滑な大断面が生じないように、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすることとします。																														
	●けげばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとします。																														
	●外観および屋根の基調色は、次のとおりとします。																														
	<table><tr><th rowspan="3">色相</th><th colspan="2">山地丘陵地ゾーン</th><th colspan="2">田園ゾーン・市街地ゾーン</th></tr><tr><th>彩度</th><th>明度</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr><tr><th>上限値</th><th>下限値</th><th>上限値</th><th>下限値</th></tr><tr><td>0.1R～10G</td><td>3以下</td><td>3以上</td><td>6以下</td><td>3以上</td></tr><tr><td>0.1BG～10RP</td><td>3以下</td><td>3以上</td><td>3以下</td><td>3以上</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>—</td><td>3以上</td><td>—</td><td>3以上</td></tr></table>				色相	山地丘陵地ゾーン		田園ゾーン・市街地ゾーン		彩度	明度	彩度	明度	上限値	下限値	上限値	下限値	0.1R～10G	3以下	3以上	6以下	3以上	0.1BG～10RP	3以下	3以上	3以下	3以上	無彩色	—	3以上	—
色相	山地丘陵地ゾーン		田園ゾーン・市街地ゾーン																												
	彩度	明度	彩度	明度																											
	上限値	下限値	上限値	下限値																											
0.1R～10G	3以下	3以上	6以下	3以上																											
0.1BG～10RP	3以下	3以上	3以下	3以上																											
無彩色	—	3以上	—	3以上																											
※色彩については、マンセル表色系（J I S Z 8 7 2 1）																															
※漆喰、ベンガラ等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。																															
	●外周部の緑化を図り、施設を敷地外から容易に望見できないようにすることとします。																														
	●常緑の中高木を取り入れた樹木により修景緑化を図ることとします。																														
	●道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めることとします。																														
	●植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。																														

2-3 送電線鉄塔およびその電線路、電気供給のための電線路

もしくは有線電気通信のための線路またはこれらの支持物

	山地丘陵地ゾーン	田園ゾーン	市街地ゾーン								
送電線鉄塔および その電線路、電気 供給のための電線 路もしくは有線電 気通信のための線 路またはこれらの 支持物の新設、増 築または改築	●送電線鉄塔が林立することにより雑然とした景観とならないよう配慮します。 ●色彩は、原則として地域の特性に応じた落ち着いた色彩の景観色*を用いるものとし、周辺景観との調和を図ることとします。 ※景観色とは、「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（国土交通省）」で推奨されている、一般的な我が国の街並みや自然等で基調となっている YR 系を中心とした色彩。 <table><tr><th>基本とする色の名称</th><th>標準マンセル値</th></tr><tr><td>ダークブラウン〔こげ茶〕</td><td>10YR 2.0／1.0 程度</td></tr><tr><td>グレーベージュ〔薄灰茶色〕</td><td>10YR 6.0／1.0 程度</td></tr><tr><td>ダークグレー 〔濃灰色〕</td><td>10YR 3.0／0.2 程度</td></tr></table>			基本とする色の名称	標準マンセル値	ダークブラウン〔こげ茶〕	10YR 2.0／1.0 程度	グレーベージュ〔薄灰茶色〕	10YR 6.0／1.0 程度	ダークグレー 〔濃灰色〕	10YR 3.0／0.2 程度
	基本とする色の名称	標準マンセル値									
	ダークブラウン〔こげ茶〕	10YR 2.0／1.0 程度									
グレーベージュ〔薄灰茶色〕	10YR 6.0／1.0 程度										
ダークグレー 〔濃灰色〕	10YR 3.0／0.2 程度										
●山稜の近傍にあっては、稜線の美しいシルエットを乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とします。											

2-4 その他の工作物

	山地丘陵地ゾーン	田園ゾーン	市街地ゾーン																													
煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリートづくりの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔、その他これらに類するもの、高架水槽の増築または改築	●周辺に与える威圧感および突出感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退することとします。																															
	●樹姿または樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮することとします。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植することとします。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。																															
	●工作物にありがちな異様な印象を柔らげるため、できるだけすっきりとした形態および意匠とします。																															
	●色彩は、けばけばしいものとせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ることとします。																															
	●外観および屋根の基調色は、次のとおりとします。																															
	<table><tr><th rowspan="3">色相</th><th colspan="2">山地丘陵地ゾーン</th><th colspan="2">田園ゾーン・市街地ゾーン</th></tr><tr><th>彩度</th><th>明度</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr><tr><th>上限値</th><th>下限値</th><th>上限値</th><th>下限値</th></tr><tr><td>0.1R～10G</td><td>3以下</td><td>3以上</td><td>6以下</td><td>3以上</td></tr><tr><td>0.1BG～10RP</td><td>3以下</td><td>3以上</td><td>3以下</td><td>3以上</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>—</td><td>3以上</td><td>—</td><td>3以上</td></tr></table>				色相	山地丘陵地ゾーン		田園ゾーン・市街地ゾーン		彩度	明度	彩度	明度	上限値	下限値	上限値	下限値	0.1R～10G	3以下	3以上	6以下	3以上	0.1BG～10RP	3以下	3以上	3以下	3以上	無彩色	—	3以上	—	3以上
	色相	山地丘陵地ゾーン		田園ゾーン・市街地ゾーン																												
		彩度	明度	彩度		明度																										
		上限値	下限値	上限値	下限値																											
	0.1R～10G	3以下	3以上	6以下	3以上																											
0.1BG～10RP	3以下	3以上	3以下	3以上																												
無彩色	—	3以上	—	3以上																												
※色彩については、マンセル表色系（JIS Z 8721）																																
※漆喰、ペンから等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。																																
●アンテナ、鉄筋コンクリートづくりの柱、鉄柱その他これらに類するものの色彩は、原則として地域の特性に応じた落ち着いた色彩の景観色※を用いるものとし、周辺景観との調和を図ることとします。																																
※景観色とは、「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（国土交通省）」で推奨されている、一般的な我が国の街並みや自然等で基調となっている YR 系を中心とした色彩。																																
	<table><tr><th>基本とする色の名称</th><th>標準マンセル値</th></tr><tr><td>ダークブラウン〔こげ茶〕</td><td>10YR 2.0／1.0 程度</td></tr><tr><td>グレーベージュ〔薄灰茶色〕</td><td>10YR 6.0／1.0 程度</td></tr><tr><td>ダークグレー〔濃灰色〕</td><td>10YR 3.0／0.2 程度</td></tr></table>				基本とする色の名称	標準マンセル値	ダークブラウン〔こげ茶〕	10YR 2.0／1.0 程度	グレーベージュ〔薄灰茶色〕	10YR 6.0／1.0 程度	ダークグレー〔濃灰色〕	10YR 3.0／0.2 程度																				
基本とする色の名称	標準マンセル値																															
ダークブラウン〔こげ茶〕	10YR 2.0／1.0 程度																															
グレーベージュ〔薄灰茶色〕	10YR 6.0／1.0 程度																															
ダークグレー〔濃灰色〕	10YR 3.0／0.2 程度																															
彫像その他これらに類するものの新設、増築または改築	●工作物が周囲に与える威圧感および突出感を柔らげるよう、その高さを勘案した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮することとします。																															
	●植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。																															
	●山稜の近傍にあっては、稜線の美しいシルエットを乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とします。																															
メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設の新設、増築または改築	●原則として、周辺景観になじむ形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこととします。																															
	●周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ることとします。																															
	●植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。																															
	●周囲に与える威圧感および異様さを軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退することとします。																															
	●樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮することとします。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植することとします。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。																															
	●敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行い、道路等公共空間の利用の妨げとならないよう適切に管理することとします。																															
	●植栽に当たっては自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。																															

	山地丘陵地ゾーン	田園ゾーン	市街地ゾーン																													
アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これに類する製造施設 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設 その他これらに類する施設の新設、増築または改築	●周辺に与える威圧感および突出感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退することとします。 ●樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮することとします。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植することとします。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めることとします。 ●できるだけ壁面、構造等の意匠が周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすることとします。 ●けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ることとします。 ●外観および屋根の基調色は、次のとおりとします。																															
	<table><tr><th rowspan="3">色相</th><th colspan="2">山地丘陵地ゾーン</th><th colspan="2">田園ゾーン・市街地ゾーン</th></tr><tr><th>彩度</th><th>明度</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr><tr><th>上限値</th><th>下限値</th><th>上限値</th><th>下限値</th></tr><tr><td>0.1R～10G</td><td>3以下</td><td>3以上</td><td>6以下</td><td>3以上</td></tr><tr><td>0.1BG～10RP</td><td>3以下</td><td>3以上</td><td>3以下</td><td>3以上</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>—</td><td>3以上</td><td>—</td><td>3以上</td></tr></table>				色相	山地丘陵地ゾーン		田園ゾーン・市街地ゾーン		彩度	明度	彩度	明度	上限値	下限値	上限値	下限値	0.1R～10G	3以下	3以上	6以下	3以上	0.1BG～10RP	3以下	3以上	3以下	3以上	無彩色	—	3以上	—	3以上
	色相	山地丘陵地ゾーン		田園ゾーン・市街地ゾーン																												
		彩度	明度	彩度		明度																										
		上限値	下限値	上限値	下限値																											
	0.1R～10G	3以下	3以上	6以下	3以上																											
	0.1BG～10RP	3以下	3以上	3以下	3以上																											
	無彩色	—	3以上	—	3以上																											
	※色彩については、マンセル表色系（JIS Z 8721）																															
	※漆喰、ペンガラ等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない																															
●工作物が周囲に与える威圧感および突出感を柔らげるよう、その高さを勘案した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮することとします。																																
●植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とします。																																

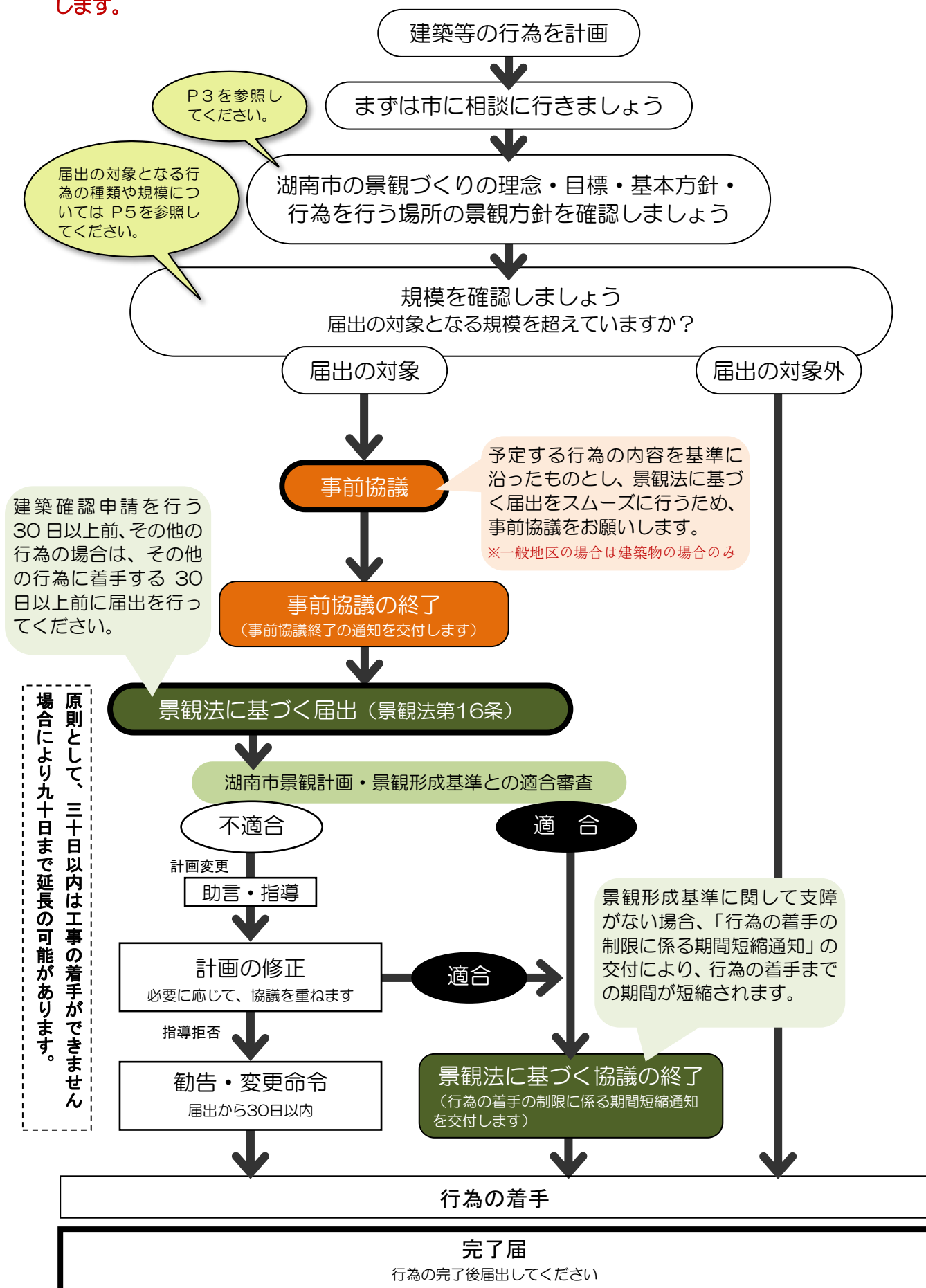
3 開発行為の景観形成基準

山地丘陵地ゾーン	田園ゾーン	市街地ゾーン
●樹姿または樹勢が優れた樹木及び樹林がある場合は、できるだけ保全することとします。 ●造成等に係る切土及び盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、のり面整正は土羽によるものとします。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあっては、必要最小限のものとします。 ●のり面が生じる場合にあっては、周辺景観及び周辺環境に配慮し、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じることとします。 ●駐車場を設置する場合にあっては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮することとします。ただし、これにより難しい場合は、道路または河川から容易に望見できないよう、植栽による遮へい措置を講じることとします。 ●広場、運動場その他これらに類するものを設置する場合であって、当該施設に係る敷地の面積が 1.0 ヘクタール以上であるときは、敷地面積の 20 パーセント以上の敷地を緑化することとします。（ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域は除く。）		

●届出の流れ

湖南省景観計画に関わる届出（景観法第16条第1項または2項）の流れは、次のとおりです。

届出の対象とならない行為であっても、景観計画の内容、地域の景観との調和に配慮をお願いします。



景観法に基づく届出の手続き

1) 届出の必要な行為（景観法第16条1項、2項）

景観計画区域内においては、届出の対象となる行為のうち、建築確認申請が必要な行為を行う場合は建築確認申請を行う30日以上前に、建築確認申請が不要の行為の場合は、その行為に着手する日の30日以上前までに湖南市長に届出が必要です。また、届出した内容を変更する場合には、その変更に係る行為に着手する日の30日前までに湖南市長に変更の届出が必要です。

2) 届出に必要な書類等（2部提出）

- ① 湖南市景観計画区域内における行為の届出書（裏面：建築物または工作物の概要書）
（様式第2号）
（変更の場合：湖南市景観計画区域内における行為の変更届出書（様式第3号））
- ② 委任状（建築主以外の方が代理で届出を行う場合）
- ③ 添付図面（変更届出の場合は、配置図および立面図の提出とする）

行為の種類	図面	備考
建築物の建築等 または 工作物の建設等	位置図・ 付近見取り図	・都市計画基本図（白地図・1/2500）に行為の場所を朱記 ・方位、道路、目標となる地物及び行為の位置を表示
	配置図	・1/200以上、方位、敷地の境界線、敷地内の建築物等の位置及び規模を表示 ・門、塀、ゴミ置場、駐輪場、駐車場、受水槽、室外機等屋外設備や屋上設備の位置や、届出に係る建築物等と他の建築物等の別などを表示 ・緑地を緑色で着色して表示 可能な限り樹種及び樹高等も記載して下さい
	立面図	・1/200以上、原則として4面以上（彩色が施されたもの） ・外周部の仕上材、色彩、開口部の位置及び附属設備を表示 ・ゴミ置場、駐輪場、駐車場、受水槽、室外機等屋外設備や屋上設備も表示してください ※建築物等の移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る届出の場合は、カラー写真に代えることができます
	平面図	・建築物のみ ・各階の床面積を記載し、延べ床面積が分かるようにして下さい
	求積図	・敷地面積について、添付して下さい
	仕様・ パンフレット等	・屋根・壁面の素材（建築物の場合） ・工作物（建設する場合） ・屋外設備・屋上設備（設置する場合）
	現況写真	・敷地および敷地周辺の状況がわかるもの （撮影方向を配置図に示すこと）
開発行為	位置図・ 付近見取り図	・都市計画基本図（白地図・1/2500）に行為の場所を朱記 ・方位、道路、目標となる地物及び行為の位置を表示
	地形図	・1/500以上、行為地を含む周辺の地形の現況、行為の区域及び行為時における遮へい措置を表示 ・遮へい物の種類、構造、位置及び高さ（垣及び柵については色彩、樹木については樹種）などを表示してください
	土地利用計画図	・1/500以上、方位及び行為後の土地利用計画を表示 ・土石の採取又は鉱物の掘採に類するものにあつては、事後措置についても記載して下さい
	断面図	・1/500以上、行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図を添付して下さい
	のり面断面図	・1/50分以上、のり面の措置がわかる断面図を添付して下さい
	現況写真	・敷地および敷地周辺の状況がわかるもの （撮影方向を地形図に示すこと）

※ その他必要に応じて、参考となる書類の提出をお願いすることがあります。（完成パースやフォトモンタージュなど）

※ 提出する図面の縮尺は、行為の規模により変更可能です。

3) 完了届の提出（1部提出）

景観法の届出を行った行為が完了したときは、景観計画区域内行為完了届（様式第8号）と完成写真（2面以上添付）を速やかに湖南市長に提出してください。

事前協議に関する事項

事前協議は、景観法第 16 条に基づく届出の徹底と、本市における景観形成基準の遵守について、できる限り早い段階で協議を行なうことにより、手戻りをなくし、本市の景観形成基準に適合した良好な景観づくりの実現を目的としています。

1) 事前協議に必要な書類等 (2部提出)

- ① 湖南省景観条例 事前協議書(様式第6号)
- ② 添付図面

事前協議対象行為	図 面	備 考
・行為が「景観法」の届出対象のうち建築行為にあたる場合 ・行為が「景観法」の届出が必要かどうかを確認したい場合	位 置 図	・都市計画基本図(白地図・1/2500)に行為の場所を朱記
	配 置 図	・1/200 以上、敷地内における建築物等の配置 ・門、塀、ゴミ置場、駐輪場、駐車場、受水槽、室外機等屋外設備や屋上設備の位置などを表示
	立 面 図	・1/200以上、原則として4面以上(彩色が施されたもの) ・ゴミ置場、駐輪場、駐車場、受水槽、室外機等屋外設備や屋上設備も表示してください
	平 面 図	・建築物のみ ・各階の床面積を記載し、延べ床面積が分かるようにして下さい
	求 積 図	・敷地面積について、添付して下さい
	仕 様 ・ パンフレット等	・屋根・壁面の素材(建築物の場合) ・工作物(建設する場合) ・屋外設備・屋上設備(設置する場合)
	周 辺 写 真	・敷地および敷地周辺の状況がわかるもの

※ その他必要に応じて、参考となる書類の提出をお願いすることがあります。(完成パースやフォトモンタージュなど)

※ 提出する図面の縮尺は、行為の規模により変更可能です。